



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 中央製作所
代表者名 代表取締役社長 後藤 邦之
(コード番号 6846 名証第 2 部)
問合せ先 総務部長 太田 浩
(TEL 052 - 821 - 6166)

単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更 および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更にかかる定款一部変更について決議するとともに、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 109 回定時株主総会に株式併合、発行可能株式総数の変更および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 28 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 109 回定時株主総会において、「株式併合の件」の議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合をもって併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	7,843,000株
併合により減少する株式数	7,058,700株
併合後の発行済株式総数	784,300株

※「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合割合を乗じた理論値です。

④併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、当社株式の資産価値に変動はございません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	894名（100.0%）	7,843,000株（100.0%）
10株未満	36名（4.0%）	56株（0.0%）
10株以上	858名（96.0%）	7,842,944株（100.0%）

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様36名（所有株式数の合計56株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取および買増制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更の理由

株式併合を行う場合、会社法第180条第3項の定めにより、発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えることができないこととなっております。そこで、前記「2.（2）株式併合の内容」に記載した株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を減少させるものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更の内容

発行可能株式総数を3,000万株から300万株に変更いたします。

4. 定款一部変更

(1) 変更の理由

前記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条を変更いたします。

また、前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。

併せて、本定款一部変更の効力は、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式および株主	第2章 株式および株主
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> 万株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300</u> 万株とする。
第6条 (省 略)	第6条 (現行のとおり)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第8条～第41条 (省 略)	第8条～第41条 (現行のとおり)
(新 設)	<u>附則</u> 第5条および第7条の効力発生日は、 <u>平成28年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u>

5. 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更および定款一部変更の日程 (予定)

平成28年5月12日	取締役会決議日
平成28年6月24日	定時株主総会決議日
平成28年9月15日	株式併合公告日
平成28年9月27日	1,000株単位での売買最終日
平成28年9月28日	100株単位での売買開始日
平成28年10月1日	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日

※上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成28年10月1日(予定)ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成28年9月28日(予定)です。

6. 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更および定款一部変更の条件

平成28年6月24日開催予定の第109回定時株主総会において、「株式併合の件」および「定款一部変更の件」の議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

以 上

添付資料：(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の株式売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになります。（株式併合の結果、1株に満たない端数につきましては、以下「端数株式」といいます。）

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,000株	1個	100株	1個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	758株	なし	75株	なし	0.8株
例④	4株	なし	なし	なし	0.4株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②、例③に発生する単元未満株式（例②は10株、例③は75株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取および買増制度がご利用できます。
- ・例③、例④に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を各株主様の端数に応じて、平成28年11月頃お支払することを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取および買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか？

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、1株当たりの配当金を10倍とする予定であるため、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか？

A. 次のように予定しております。

平成 28 年 6 月 24 日	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 15 日	株式併合公告日
平成 28 年 9 月 27 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日	100 株単位での売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日

Q 8. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか？

A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

※ 当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上